

**学術研究の推進体制に関する審議のまとめ**  
**—国公立大学等を通じた共同利用・共同研究の推進—**  
**【報告】**  
**(平成20年5月27日科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会)**  
**対応状況**

## 報告書

### (共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けの明確化)

- ① 国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点について、学校教育法施行規則等に必要な規定を設けるべき。
- ② 既存の拠点組織の見直しを行うとともに、これまで拠点のなかった分野等についても、研究者コミュニティの意向を踏まえ、必要な場合には拠点の整備を行っていくことが必要。

### (国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の整備)

- ③ 国全体の学術の発展のため、並びに学術の継承・普及・活用に不可欠な人材育成のために、国公立を問わず大学の研究ポテンシャルを活用し国として最善の研究体制を整備する観点から、公私立大学についても共同利用・共同研究の拠点としてふさわしい研究環境や特色ある設備・資料等を有する場合には、拠点として位置付け、重点的に支援すべき。

## 対応状況

### (共同利用・共同研究拠点の制度的位置付けの明確化)

- ① 「学校教育法施行規則の一部改を改正する省令（平成20年文部科学省令第22号）」及び「共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程（平成20年文部科学省告示第133号）」（以下、規程と言う。）を平成20年7月31日付け公布・施行。

#### 学校教育法施行規則第143条の3

- 1 大学には、学校教育法第96条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用されるものを置くことができる。
- 2 前項の研究施設のうち学術研究の発展に特に資するものは、共同利用・共同研究拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

- ② 従前、全国共同利用型の研究機関がなかった分野を整備。

#### [具体例]

- 農学 資源植物科学研究所（岡山）
- 医学 医科学研究所（東京）、がん進展制御研究所（金沢）
- 経済学 経済研究所（一橋）、社会経済研究所（大阪） 等

- ② 従前、全国共同利用型の研究機関がなかった分野を整備。

	[全国共同利用型]	[共同利用・共同研究拠点]
理学・工学系	28	+ 8 → 36
医学・生物学系	11	+ 19 → 30
人文学・社会科学系	3	+ 8 → 11

### (国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点の整備)

- ③ 新たに公立・私立大学に拠点を整備。

#### [共同利用・共同研究拠点の整備状況]

国立大学	29	大学	77	拠点	89	機関
公立大学	1	大学	1	拠点	1	機関
私立大学	11	大学	12	拠点	12	機関

#### [公私立大学に対する支援状況]

特色ある共同研究拠点の整備の推進事業  
平成25年度予算額 321百万円 (321百万円)

> 豊富な学術資料やデータ等を有する大学の既存研究組織のポテンシャルを最大限に活用し、人文・社会科学分野をはじめとする特色ある分野を対象として私立大学等における共同利用・共同研究拠点を整備することにより、我が国の学術研究の基礎強化と新たな学術研究の展開を図る。

## 報告書

(一分野一拠点の原則の見直しと柔軟な形態の拠点整備)

- ① 研究分野によっては、一定の役割分担の下で複数の拠点を設けて相互に連携を図ったり、一定の地域においてその地域の研究者が集結する拠点を設けることで地域の学術研究の活性化とレベルアップを図る。研究者コミュニティにおいて適切な範囲を設定。
- ② 幅広いミッションを掲げる大規模な研究所等においては、その一部が拠点となったり、場合によっては一つの研究所が複数の拠点を包含したりすることも考えられる。

(ネットワーク型の拠点の形成)

- ③ 分野の特性等に応じ、従来のような固定的な組織ではなく、ネットワーク型の拠点形成が可能となるような形態も推進すべき。その他、研究分野の特性に応じ、多様な形態を工夫すべきである。

## 対応状況

(一分野一拠点の原則の見直しと柔軟な形態の拠点整備)

- ① 数学分野において、以下の2研究機関の特色を活かした役割分担のもとで拠点到認定。

### [数学・数理科学の先端的共同利用・共同研究拠点]

(京都大学数理解析研究所)

自然科学や社会科学の諸分野で提起される問題の数学的取扱など、広く他分野における応用に資するための研究を推進

### [産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点]

(九州大学マス・フォア・インダストリ研究所)

純粋・応用数学を流動性・汎用性をもつ形に融合再編しつつ産業界からの要請に応えるべく、数学の産業応用、及びその学理研究を推進

- ② 以下の2研究機関においては、その一部を拠点到認定。

### [社会調査・データアーカイブ共同利用・共同研究拠点]

東京大学 社会科学研究所 附属社会調査・データ・カイブ 研究センター

### [アジア研究・情報開発拠点]

東京大学 東洋文化研究所 附属東洋学研究情報センター

(ネットワーク型の拠点の形成)

- ③ 以下の3拠点をネットワーク型として認定。

### [物質・デバイス領域共同研究拠点]

電子科学研(北海道)、多元物質科学研(東北)、資源化学研(東京工業)、産業科学研(大阪)、先導物質化学研(九州)

### [学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点]

情報基盤C(北海道)、サイバーサイエンスC(東北)、学術国際情報C(東京工業)、情報基盤C(東京)、情報基盤C(名古屋)、学術情報メディアC(京都)、サイバーメディアC(大阪)、情報基盤研究開発C(九州)

### [海洋生物学研究共同推進拠点]

下田臨海実験C(筑波)、海洋基礎生物学研究推進C(東京)

※下線を引いた研究機関は、各ネットワーク型拠点の中核機関。



## 報告書

- ① 共同利用・共同研究の効果的な推進のためには、研究者コミュニティの自主性・自律性に基づいた運営を確保することが極めて重要であり、開かれた運営体制を整備し、運営に外部研究者の意見を反映する仕組みを整える必要。(ネットワーク型も同様。)
- ② 国際的な共同利用・共同研究拠点にあっては、海外の研究者の意見の反映にも配慮することが必要。
- ③ 研究者コミュニティによる運営を確保するためには、拠点組織の研究者の人事に関しても外部の意見を取り入れるなどの配慮。

## 対応状況

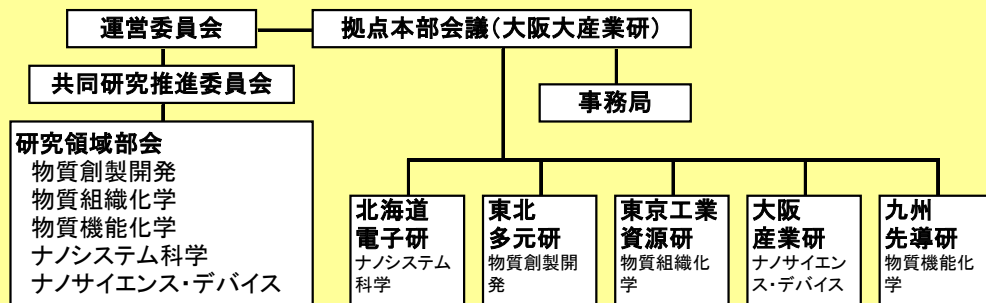
- ① 規程第3条第4項において、拠点認定の基準として以下の要件を明記。

### 第3条

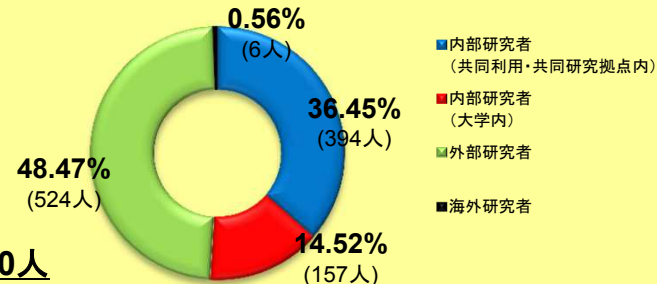
4 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であること。

- イ 当該申請施設の職員
- ロ 関連研究者
- ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者

参考①：ネットワーク型拠点の特徴的な運営体制  
(物質・デバイス領域共同研究拠点、中核機関：大阪大学産業科学研究所)



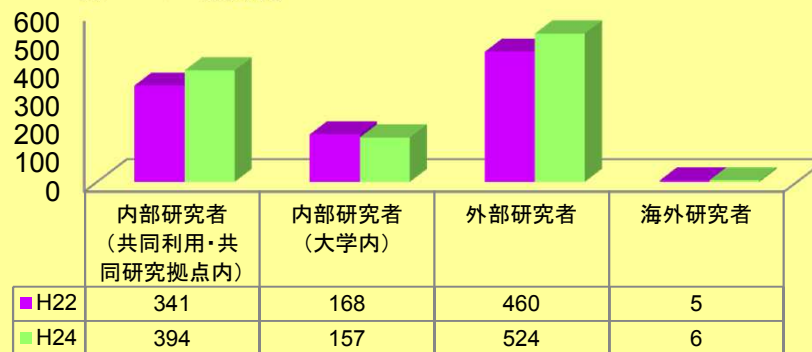
参考①&②：運営委員会等の委員にしめる外部研究者の割合 & 海外研究者の割合 (平成25年6月末)



合計：1,080人

参考①&②：運営委員会等を構成する外部研究者数 & 海外研究者数の推移 [単位：人]

※平成24年度時点において、共同利用・共同研究拠点に認定されている研究機関について確認。



参考①&②：特徴的な運営体制 & 運営体制の強化  
(岡山大学地球物質科学研究センター運営・勧告委員会)  
委員10名、うち外部研究者7名、うち海外の研究者3名  
(米2、仏1)

## 報告書

### (共同利用・共同研究の公募)

- ① 共同利用・共同研究の実施にあたっては、国公立大学等の研究者に対して広く研究課題の公募を行い、関連研究分野の動向を踏まえ、外部研究者を含む合議体により公正な採択を行うことが必要。

### (共同利用・共同研究に参加する研究者への支援)

- ② 共同利用・共同研究の拠点組織においては、共同利用・共同研究に参加する外部の研究者への支援を適切に行うため、必要な事務職員や技術職員を配置するなど、体制を整備することが必要。
- ③ 共同利用・共同研究の形態に応じて、外部から参加する研究者が研究を実施するために必要なスペースや情報基盤へのアクセス等を確保することが必要。さらに、形態によっては、国内外の研究者のための宿泊施設が確保されるようにすることも望ましい。

## 対応状況

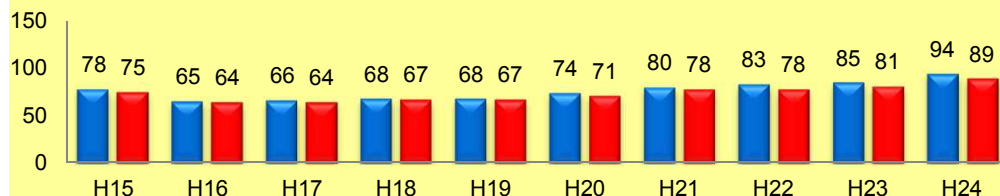
### (共同利用・共同研究の公募)

- ① 規程第3条第5項において、拠点認定の基準として以下の要件を明記。

#### 第3条

5 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っていること。

参考①：応募件数及び採択件数（平均）の推移〔単位：件〕



### (共同利用・共同研究に参加する研究者への支援)

参考②：特徴的な事務職員及び技術職員の整備

(北海道大学北キャンパス合同事務部)

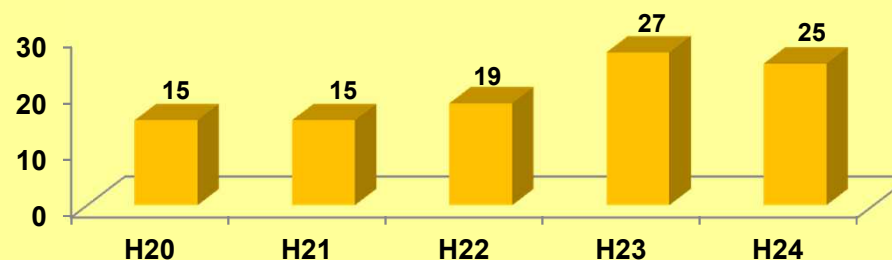
共同利用・共同研究拠点である電子科学研究所や触媒化学研究センター等の事務を一元的に担当し、拠点活動に係る事務の効率化を実現。

- ②&③ 規程第3条第6項&第7項において、拠点認定の基準として以下の要件を明記。

#### 第3条

- 6 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備していること。
- 7 全国の関連研究者に対し、共同利用・共同研究への参加の方法、利用可能な施設、設備及び資料等の状況、申請施設における研究の成果その他の共同利用・共同研究への参加に関する情報の提供を広く行っていること。

参考②：技術職員の人数（平均）の推移〔単位：人〕



## 報告書

### (人材の流動性)

- ①共同利用・共同研究の活性化のためには、拠点組織とその他の国公立大学との間での人事の流動性を高めることが重要である。所属を超えた人事の流動性を高めるためには、必要に応じ任期制や公募制を採用するほか、異動によって研究者が不利にならないような仕組みも必要であり、年俸制の導入は方策の一つと考えられる。
- ②国公立大学において、それぞれの主体的な判断により研究者の休業制度を設けるなどの工夫が望まれる。また、優秀な研究者が拠点における研究活動に専念できるよう、各種フォローアップ制度の活用や、所属大学における代替教員の確保に必要な経費の支援を行うための方策の検討も必要。

### (人材育成)

- ③共同利用・共同研究拠点においては、全国の国公立大学と連携・協力して大学院教育等に貢献するとともに、若手研究者の共同利用・共同研究への参加を推進し、関連分野の人材育成に積極的な役割を果たすことが望ましい。

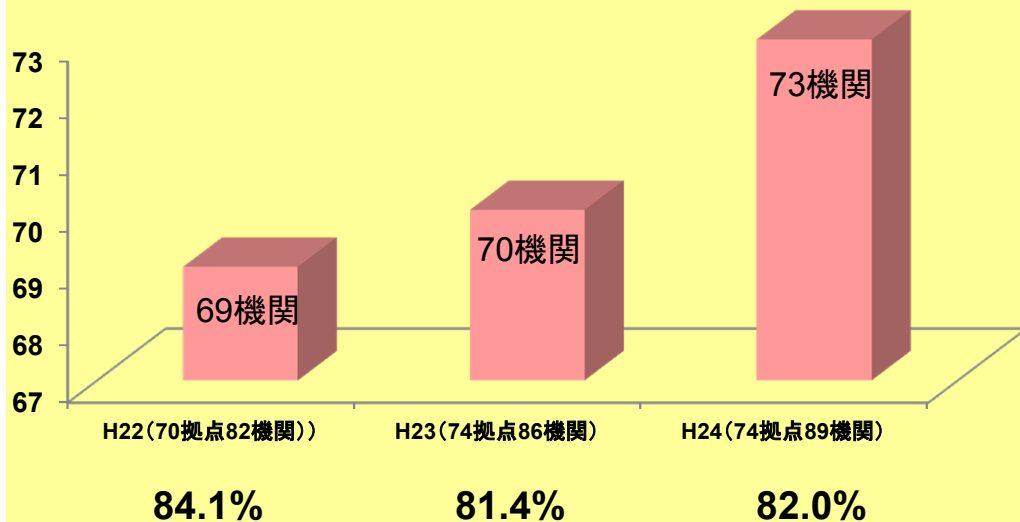
## 対応状況

### (人材の流動性)

参考①：任期制の導入拠点数の推移〔単位：機関〕

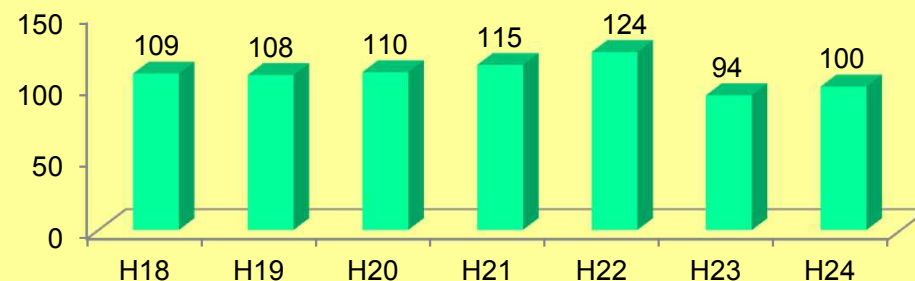
※共同利用・共同研究拠点として認定されている研究機関について確認。

※ネットワーク拠点に属している研究機関については、研究機関毎に集計。



### (人材育成)

参考②-a：大学院生等の受入人数（平均）の推移〔単位：人〕



参考②-b：学部・研究科等との教育上の特徴的な連携・協力に係る取組

(千葉大学真菌医学研究センター)

平成21～24年度の期間、若手研究者の海外での研究活動を支援すべく、「慢性疾患の革新的包括マネジメント実現へ向けた国際的医薬看研究者育成プログラム」を設立。

(広島大学原爆放射線医科学研究所)

平成25年度より、放射線医科学専門プログラムを設立し、放射線医科学研究所と放射線影響研究所を連携大学院として、オールジャパンの教育体制を整備。

## 報告書

### (情報提供・研究成果の発信)

①全国の多様な研究者の参加を促進するため、共同利用・共同研究に関する情報提供を充実させることが重要である。とりわけ、研究成果に係る情報発信については、研究者コミュニティの発展に資するとともに、社会に対する説明責任を果たす観点からも、積極的な取組が求められる。

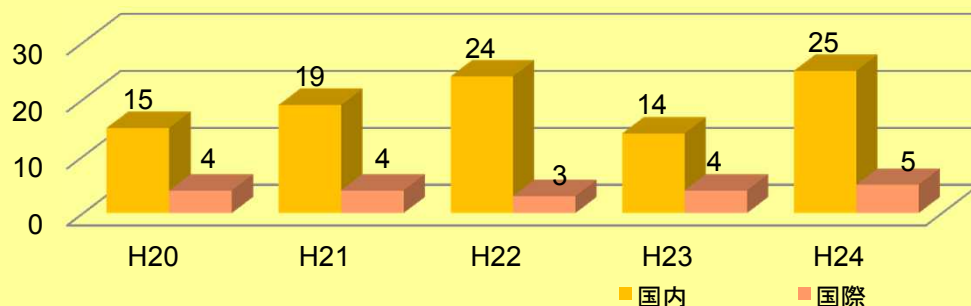
### (国際的な視点)

②共同利用・共同研究拠点は、我が国における当該研究分野の中核的研究拠点として国際的なレベルの研究を推進し、当該分野の研究の発展をリードする役割を果たすことが求められる。また、国際的な連携が不可欠な分野等においては、当該分野の国際的な連携・協力の窓口としての役割を果たし、内外の研究者の交流の場を提供することも期待される。国際的な共同研究を実施するためには、国際的にも魅力ある研究活動を推進し、海外の諸機関と継続的な友好関係を構築することが必要であるとともに、国際的な対応を専門とする事務職員の配置や組織の設置など、外国の研究者の受け入れのために必要な環境や仕組みの整備も必要。また、国際的にも中核的な研究拠点を目指すためには、国際公募を実施、待遇面等について柔軟な人事制度を整えることにより、国内外から卓越した研究者を集め、国際的な研究環境を目指すことも考えられる。さらに、国際的に当該分野をリードする役割を果たすためには、海外の若手研究者を受け入れたり、拠点において育った人材を海外の研究機関や国際機関等に送り出したりすることも重要。

## 対応状況

### (情報提供・研究成果の発信)

参考①-a：シンポジウムやセミナーなどの実施件数（平均）の推移〔単位：件〕



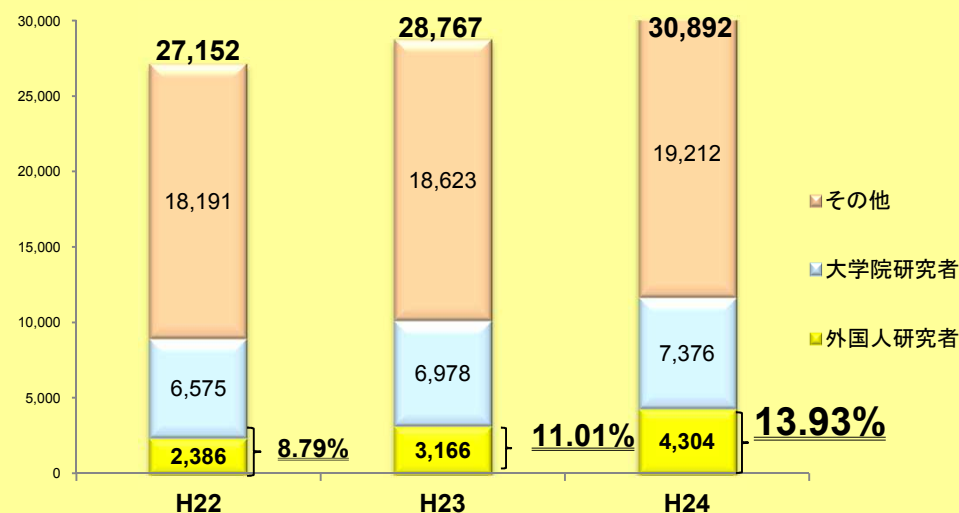
参考①-b：情報発信・広報活動に関する特徴的な取組

(名古屋大学太陽地球環境研究所)

専門的知識を子どもたちにわかりやすいようにQ & A方式や漫画で説明する啓蒙冊子「50のなぜ」や「〇〇ってなんだ」シリーズを刊行。

### (国際的な視点)

参考②：共・共による外国人研究者の受入人数の推移〔単位：人〕



## 報告書

- ①共同利用・共同研究拠点としての役割・機能を十分に果たしているか、不断の評価を行うことが必要。
- ②共同利用・共同研究の評価においては、研究者コミュニティの要請に応じているか否かという観点が重要であり、開かれた運営体制による日常的な評価機能に加え、定期的に外部評価を受けることが重要。また、分野の特性に応じ、国際的な評価を実施することも必要。
- ③共同利用・共同研究による研究成果は、参加した研究者の成果として評価されるとともに、拠点組織の成果としても評価されるべきである。また、大学におかれる拠点組織の活動の評価は、当該大学の評価にも適切に反映されるべきである。

## 対応状況

- ①&② 規程第7条第1項及び第2項に基づき、毎年度、共同利用・共同研究の実施計画書及び実施状況報告書を提出。

### 第7条

- 1 学長は、毎年度、当該年度における共同利用・共同研究の実施計画を定め、当該年度の開始前に、文部科学大臣に提出するものとする。
- 2 学長は、毎年度終了後3ヶ月以内に、当該年度における共同利用・共同研究の実施状況を取りまとめ、文部科学大臣に提出するものとする。

参考②：自己点検評価&外部評価に関する特徴的な取組

#### (東京大学宇宙線研究所)

自己点検評価・将来計画などを含む『研究活動報告書』を作成し、過半数が外国機関に所属（外国機関・5名、国内機関・3名）するトップクラスの有識者・専門的研究者から組織される外部評価本委員会に提出。研究推進に係る具体的な内容についての国際外部評価を実施。

#### (京大大学生存圏研究所)

4名の外国人研究者を含む16名の学識経験者が外部評価委員に付き、共同利用・共同研究に関する取組や機能について、国際的な評価を含む、多様な観点からの総合評価を実施。

- ③-1 各国立大学法人の年度評価では、「教育研究等の質の向上の状況」について、各法人が作成する実績報告書の総括的な記載欄から注目すべき点を抜粋し、コメントを付すこととなっているが、共同利用・共同研究の実施状況やその成果に関することについては、特に、相応の知見を有する委員から構成された共同利用・共同研究拠点評価専門チームが検証することで、当該評価に拠点活動が適切に反映される仕組みになっている。

#### 評価基本チーム

〔構成員〕  
国立大学法人の運営や財務に詳しい方（大学役員OBや会計士等）

〔審査方法〕  
書面審査&ヒアリングによる法人の運営や活動に関する検証

#### 評価専門チーム（拠点or病院）

〔構成員〕  
研究所の共同利用・共同研究に詳しい方、もしくは、病院の診療に詳しい方

〔審査方法〕  
書面審査。必要事項のヒアリングを基本チームに依頼

- ③-2 各国立大学法人の中期目標期間の評価では、「学部、研究科、研究所等の教育研究の状況」について、各法人が作成する現況調査表に記載された客観的なデータを分析し、3段階の評価を実施することとなっているが、共同利用・共同研究拠点に認定されている研究所の研究水準の分析については、共同利用・共同研究の実施状況やその成果の状況を踏まえることが、分析の観点として定められている。



## 報告書

### (拠点の新設に係る手続等)

- ① 既存の拠点組織についても、研究者コミュニティの意向を踏まえ、共同利用・共同研究が適切に行われているか等について、国として定期的な評価と見直しを行う必要。
- ② 共同利用・共同研究の拠点となる組織の改廃等は、大学等の独自の判断のみで行うことは適当ではない。

### (経費の負担)

- ③ 国において安定的な財政措置を行うことが重要であり、…共同利用・共同研究に供する施設・設備等に係る経費についても、その負担のあり方について新たな視点で検討する必要。

## 対応状況

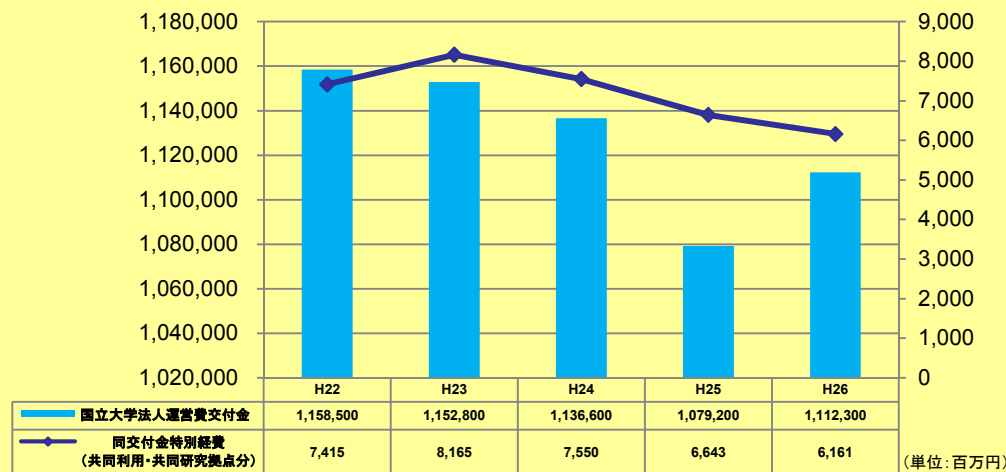
### (拠点の新設に係る手続等)

- ① 今後、共同利用・共同研究拠点に関する作業部会等において、評価の在り方等に関して検討。
- ② 共同利用・共同研究拠点の研究機関については、教育研究上の基本組織として、国立大学法人中期目標の別表に位置付け。  
このため、共同利用・共同研究拠点の研究機関を改廃等するためには、文部科学大臣の承認を得る必要。

### (経費の負担)

- ③-1 国立大学の拠点に対しては、その基盤的経費である国立大学法人運営交付金の特別経費「全国共同利用・共同実施分」により財政措置。  
  - > 特別経費については、各法人における事業の優先度を尊重した適切な支援を図ることとしているが、例外として、「全国共同利用・共同実施分」については、個々の法人の枠を越え、我が国全体の学術研究の発展に資するよう、法人の優先度とは異なる観点から財政措置を実施。
  - > ネットワーク型拠点については、ネットワーク内における経費の配分・使用を適切に行えるよう、各ネットワークの中核機関に一括して財政措置を行い、そこから各構成機関への再配分を実施するスキームを構築。

参考③：国立大学の共同利用・共同研究拠点に対する財政措置の状況



- > 骨太の方針2006において示された効率化計数▲1%等の影響を受け、毎年度国立大学法人運営費交付金の全体額が目減りするにつれ、拠点経費についても、緩やかに留めているものの、平成23年度より減少傾向にある。
- > 平成22年度と平成26年度の差額  
 国立大学法人運営費交付金：▲462億円  
 拠点経費：▲12億5千4百万円

## (科学技術・学術審議会における審議状況)

「大学共同利用機関法人及び大学共同利用機関の今後の在り方について（審議のまとめ）」（抄）  
〔平成24年8月学術分科会研究環境基盤部会〕

### (大学との双方向の連携)

- 大学共同利用機関は広く関連する分野の研究・教育にも貢献し、ひいては我が国の科学技術や産業のイノベーションにもつながっていく。
- 大学共同利用機関が有する研究上のノウハウや人的・物的資源を各大学に対して提供することを通じて、大学の研究基盤の整備や研究活動の裾野の拡大に貢献していくことが必要である。今後は「大学との双方向連携による共同研究」を中核に位置づけることで、機能の更なる充実・強化を図っていくことが必要。

### (共同利用・共同研究拠点との協働関係の強化)

- 大学共同利用機関及び機構法人においては、共同利用・共同研究拠点との間で、研究者の異動・交流などが積極的に行われることで相補的な協働関係が一層強化され、より広範な研究分野を一体として担っていくようになることが期待される。

### (若手研究者育成のための取組)

- 機構法人及び大学共同利用機関において、内外の若手研究者の育成や積極的な登用、大学等との人事交流の促進によるポストの開拓、研究支援人材を含めた若手研究者のキャリアパスの確立に一体的に取り組むことが期待される。

「学術研究の推進について（審議経過報告）」（抄）  
〔平成23年1月学術分科会〕

### (共同利用・共同研究の推進)

- 独創的・先端的な学術研究の推進・発展のためには、同一分野間はもとより異分野間の研究連携・協力が有効であり、国公私立を問わず研究者間のネットワークや大学等間の協定によるネットワークとその中心となる研究拠点の創成が重要である。大学共同利用機関や共同利用・共同研究拠点は、このようなネットワークの中心となる研究拠点としての役割を期待されており、着実に連携・協力等の取組を進めているところである。さらに、これらの機関への支援の充実による一層の機能強化を図ることが求められる。
- また、これらの機関は、機関間の協働や連携による研究の推進、領域融合の将来像や多分野への波及等に関する検討と取組の実施、新たな研究コミュニティの育成など、新たな学問領域の創成も含め異分野融合型研究の推進に中核的な役割を果たすことが期待される。  
さらに、世界に通用する独創的・先端的な研究を推進するためには、世界的な視野で共同利用・共同研究を推進する方策を企画・立案するとともに、効果的な連携を図り、世界トップレベルの研究を牽引していくことが期待される。
- なお、共同研究の推進やそのための関係機関の連携を強化するためには、研究拠点等への支援の充実とともに、研究拠点等の研究者による他機関や異分野の研究者とのコーディネートが極めて重要であり、その業務が研究者の業績として適切に評価されることも求められる。